三　前項第三号に掲げる者　八万三千七百円と、第十四条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万六千五百円とする。

第十五条第三項第一号中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第一項第三号又は第四号」を「第一項第五号又は第六号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第四項第二号中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同条第五項第一号中「ニまで」を「ヘまで」に改め、同号ニ中「第一項第四号」を「第一項第六号」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第一項第二号」を「第一項第四号」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　第一項第二号に掲げる者　二十五万二千六百円と、第十四条第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあっては、十四万百円とする。

ハ　第一項第三号に掲げる者　十六万七千四百円と、第十四条第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあっては、九万三千円とする。

第十五条第五項第二号中「ニまで」を「ヘまで」に改め、同号ニ中「第一項第四号」を「第一項第六号」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ロを同号ホとし、同号イの次に次のように加える。

ニ　第一項第二号に掲げる者　十二万六千三百円と、第十四条第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあっては、七万五十円とする。

ホ　第一項第三号に掲げる者　八万三千七百円と、第十四条第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万六千五百円とする。

第十五条第五項第三号中「からハまで」を「又はロ」に改め、同号イ中「一万四千円」を「一万八千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第一項第三号又は第四号」を「第一項第五号又は第六号」に改め、同号ハを同号ロとし、同項第四号中「からハまで」を「又はロ」に改め、同号イ中「七千円」を「九千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第一項第三号又は第四号」を「第一項第五号又は第六号」に改め、同号ハを同号ロとする。

第十六条第一項第一号中「イからニまで」を「イからへまで」に改め、同号イ中「ニまで」を「ヘまで」に改め、同号ニ中「前条第一項第四号」を「前条第一項第六号」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「前条第一項第三号」を「前条第一項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第一項第二号に掲げる」を「前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　前条第一項第二号に掲げる者　二十五万二千六百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、十四万百円とする。

ハ　前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者　十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、九万三千円とする。

第十六条第一項第二号中「イからニまで」を「イからへまで」に改め、同号イ中「ニまで」を「ヘまで」に改め、同号ニ中「前条第二項第四号」を「前条第二項第六号」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「前条第二項第三号」を「前条第二項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第二項第二号に掲げる」を「前条第二項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　前条第一項第二号に掲げる者　二十五万二千六百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、十四万百円とする。

ハ　前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者　十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、九万三千円とする。

第十六条第一項第二号中「イからニまで」を「イからへまで」に改め、同号イ中「ニまで」を「ヘまで」に改め、同号ニ中「前条第二項第四号」を「前条第二項第六号」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「前条第二項第三号」を「前条第二項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「前条第二項第二号に掲げる」を「前条第二項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　前条第二項第二号に掲げる者　十二万六千三百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が四十二万千円に満たないときは、四十二万千円）から四十二万千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、七万五十円とする。

ハ　前条第二項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者　八万三千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万六千五百円とする。

第十六条第一項第三号中「からハまで」を「又はロ」に改め、同号イ中「一万八千円」を「一万四千円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「前条第三項第三号」を「前条第三項第二号」に改め、同号ハを同号ロとする。